



平成26年 4月 7日

市川市長 大久保 博 様

市川市子ども・子育て会議  
会長 高尾 公矢

### 答申書

平成25年11月13日付、市川市子ども・子育て会議へ諮問のありました下記の件について、当会議において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

### 記

- 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
- 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について

## 市川市子ども・子育て会議における審議について

各基準につきましては、第4回会議で、事務局から説明があり、第5回・第6回会議で審議を行い、答申を作成しました。

主な意見及び審議結果については以下のとおりです。

### 1. 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について

#### (1) 保育従事者について

##### 主な意見

- ・小規模保育事業B型について、保育の質を保っていくため、保育士の割合を3分の2まで引き上げたほうが望ましい。
- ・小規模保育事業B型について、要件を厳しくすると事業者が参入しにくくなるというデメリットも考えるべきであり、国基準どおり保育士の割合は2分の1で良い。

##### 審議結果

- ・小規模保育事業B型について、認可基準としては国基準どおり保育士の割合は2分の1以上とすることで妥当である。ただし、努力義務を課す等保育士の割合を高めるような方策を検討することが必要である。

#### (2) 連携施設による卒園後の受け皿としての支援について

##### 主な意見

- ・連携施設に優先的利用枠を設けたとしても、他の市民に不公平感は生じない。
- ・地域型保育事業の利用開始時、3歳の卒園時、の両方で保護者に大変な思いをさせるべきではない。保護者が安心して利用できるようにするため、連携施設には優先的利用枠を設けるべきである。
- ・保護者の安心、事業の安定性、利用者の不公平感の調整という全体のバランスを見ると、3歳児以降についても待機児童がいる認可保育所については優先的利用枠ではなく、市町村の選考における調整指標による優先が良いのではないか。
- ・預かり保育を実施する幼稚園で受け皿を作っていくことも1つの方法である。
- ・地域性はあると思うが、認可保育所の3歳児枠の見直しの必要があるのではないか。

### **審議結果**

- ・地域型保育事業の卒園後の受け皿については、教育・保育施設に優先的利用枠を設ける方法が望ましい。ただし、認可保育所においては3歳児以降についても待機児童がいることを踏まえ、預かり保育を実施する幼稚園で受け皿を作っていくことも検討すべきである。

## 2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

### **審議結果**

- ・国基準どおりとすることが妥当である。

### 3. 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について

#### (1) 保育短時間の就労時間の下限について

##### 主な意見

- ・就労形態が多様化しているため、現状のように1ヶ月当たりの日数と1日当たりの時間数を定めず、1ヶ月64時間といった定め方をすべきである。
- ・現状の特定保育利用者にも保育の必要性を認めることによって、一時預かりの枠をリフレッシュ用に確保できる。待機児童の観点から考えるのではなく、ニーズに応えていく計画を立てるべき。

##### 審議結果

- ・1ヶ月64時間が妥当である。

#### (2) 優先利用について

##### 主な意見

- ・虐待やDVのおそれがある場合、子どもが障害を有する場合については、項目として明記することが必要である。
- ・10代の親・若年層の親を優先利用の項目に入れるべきではないか。
- ・10代や若年層に限定しなくとも、「社会的養護が必要な場合」を文言として明記することで含まれるのではないか。
- ・社会的弱者も安心できるような、優先的な枠があった方がよい。
- ・待機児童の解消のためには、保育士の確保が必要であるため、保育士の子どもの優先利用は実施したほうが良い。

##### 審議結果

- ・現行の規則に定める事項に以下の場合を追加し、優先的に保育を利用できるようにすることが妥当である。
  - ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
  - ・子どもが障害を有する場合
  - ・小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入園を希望する場合
  - ・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合

### (3) 同居の親族その他の者が保育することができる場合の取扱いについて

#### 主な意見

- ・減点を避けるための別居も生じている。親族のケア、援助に逆らう仕組みにはすべきでない。10代の親のケア・自立を促すためにも同居を拒絶する制度は撤廃してほしい。国も保育の必要性を認める制度とした。
- ・待機児童の問題・周知の問題があるため、今は優先度の調整をするということだと思うが、約3年以内に変わることを期待する。また、減点幅を小さくできないか、簡素な手続きとすることができないか、提案する。
- ・現状をふまえると、行政として配慮せざるをえないため、一定の優先度の調整は必要ではないか。減点幅については、行政で十分検討すべき。
- ・家族のあり方が多様化していて、近くに住んでいても援助を受けられるとは限らない。一概に同居しているから減点でいいのか疑問。
- ・待機児童の多さなど現状から考えるのではなく、「子どもの最善の利益はどうすれば保障されるか」「子どもが健やかに育っていくためにどうするか」の視点から考えるべき。
- ・同居をすることが子どもたちにとって不利益になるという考え方には理解できない。
- ・調整指数による減点は、今は必要悪として認めざるをえないが、定期的（3年もしくは5年）に見直しをして、先には減点をなくすということを明記すべきではないか。
- ・保育の必要性は保護者本人の事由により判断することを基本とした上で、優先度の調整は必要である。見直しの年限・調整指数の減点幅については実態に合わせ、事務局が中心になり再検討ということでどうか。
- ・優先利用に該当する場合には、同居親族の調整はすべきでない。

#### 審議結果

- ・保育の必要性の認定は、保護者本人の事由により判断する。
- ・現状においては、同居親族等の支援を受けられない保護者が優先的に保育を利用できるよう配慮するため、同居の親族その他の者が保育することができる場合には調整指数により減点する。
- ・調整指数による減点の改廃については、今後の状況をふまえた見直しが必要であり、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しの際に再度検討する。

## 国基準案を変更する事項について

国基準案を変更する事項、及びその理由については、以下のとおりです。

### 1. 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について

#### ①事業所内保育事業（定員 20 名以上）の居室の面積

国基準案	市基準（答申）
乳児室 1人 1.65 m <sup>2</sup>	乳児室 1人 3.3 m <sup>2</sup>
ほふく室 1人 3.3 m <sup>2</sup>	ほふく室 1人 3.3 m <sup>2</sup>
保育室又は遊戯室 1人 1.98 m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室 1人 1.98 m <sup>2</sup>

#### 【上記の理由】

- ・市内の認可保育所の水準と整合性をとる観点から、千葉県の認可保育所認可基準と合わせた基準とする。

#### ②連携施設について

（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（定員 19 名以下））

国基準案	市基準（答申）
<p>次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・集団保育の機会の設定・相談・助言</li><li>・他の保育の内容に関する支援</li><li>・必要に応じた代替保育の提供</li><li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ</li></ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>	<p>次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。<u>連携する全ての項目について協定書等を締結すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・集団保育の機会の設定・相談・助言</li><li>・他の保育の内容に関する支援</li><li>・必要に応じた代替保育の提供</li><li>・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ <u>（優先的利用枠の設定）</u></li></ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>

#### 【上記の理由】

- ・事業者間のトラブルを未然に防止するため、連携する全項目について協定書等の締結を求める。
- ・保護者が安心して地域型保育事業を利用できるようにするため、卒園児童の連携施設における受入れについては、優先的利用枠を設ける方法によることとする。

③事業所内保育事業の地域枠の子どもの受け入れ

国基準案	市基準（答申）
以下の表の「地域枠の定員」の「A欄」以上とすること	以下の表の「地域枠の定員」の <u>「B欄」</u> 以上とすること

定員区分	地域枠の定員	
	A欄（国基準案）	B欄（市基準（答申））
1名～5名	1名	<u>1名</u>
6名～7名	2名	
8名～10名	3名	
11名～15名	4名	<u>4名</u>
16名～20名	5名	
21名～25名	6名	<u>6名</u>
26名～30名	7名	
31名～40名	10名	10名
41名～50名	12名	12名
51名～60名	15名	15名
61名～70名	20名	20名
71名～	20名	20名

【上記の理由】

- ・男女共同参画や市内企業の従業員確保の観点から、事業所内保育施設の推進を図るため、要件を緩和し、事業者が参入しやすい環境を作る。

## 2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

国基準案を変更する事項なし

## 3. 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について

### ①保育短時間の就労時間の下限

国基準案	市基準（答申）
1ヶ月 48時間以上 64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	1ヶ月 64時間

#### 【上記の理由】

- 就労形態が多様化していること、また現在の特定保育利用者にも保育の必要性を認めるべきであること、から現行制度における認可保育所入園要件（1日4時間かつ1ヶ月16日）から、1日当たりの時間数・1ヶ月当たりの日数の制限を除了、1ヶ月当たりの時間数とする。

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準 市基準(答申)の骨子

大項目	項目	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		
			A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)	定員20名以上	定員19名以下			
職員数・資格要件	職員数	3:1 (補助者を置く場合、5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児(★) 20:1 4歳以上児(★) 30:1 +1名	3:1 (補助者を置く場合、5:2)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児(★) 20:1 4歳以上児(★) 30:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児(★) 20:1 4歳以上児(★) 30:1 +1名	1:1			
	保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	保育士1／2以上 (保育士以外は研修を修了した者) ※保育士については左記同様	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士1／2以上 (保育士以外は研修を修了したもの) ※保育士については左記同様	家庭的保育者		
居室の設備・面積	設備	保育を行う専用の部屋	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室				—			
	面積	1人3.3m <sup>2</sup> (部屋自体は9.9m <sup>2</sup> 以上が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1人1.98m <sup>2</sup>		乳児室／ほふく室／ 保育室又は遊戯室 1人3.3m <sup>2</sup>	乳児室／ほふく室 1人3.3m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1人1.98m <sup>2</sup>	—			
屋外遊戯場の設備・面積	設備	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場(付近の代替地可)				—			
	面積	1人3.3m <sup>2</sup> (2歳以上児)					—			
給食(自園調理)	給食	自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能) ※現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、5年間の経過措置あり。						—		
	設備	調理設備		調理室		調理設備	—			
耐火基準	耐火基準等	○火災報知器・消火器の設置 ○消火訓練・避難訓練の定期的実施	認可保育所に準じた上乗せ規制				—			
	連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を実行する保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を適切に確保しなければならない。連携する全ての項目について協定書等を締結すること。 ・集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ・必要に応じた代替保育の提供 ・保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり ※定員20名以上の事業所内保育事業については、連携施設を確保しないことができる					連携施設の設定は一律には求めない ※下記「居宅訪問型保育事業者が提供する保育」①に該当する場合には、障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。			

★:保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる満3歳以上の児童(特例地域型保育給付の対象)の場合

■居宅訪問型保育事業者が提供する保育

- ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- ②教育・保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少・確認の辞退をする際の、便宜の提供に対応するために行う保育
- ③児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育
- ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

■事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

下表の「地域枠の定員」以上とする

定員区分	地域枠の定員
1名～10名	1名
11名～20名	4名
21名～30名	6名
31名～40名	10名
41名～50名	12名
51名～60名	15名
61名～70名	20名
71名～	20名

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 市基準(答申)の骨子

分類	項目	市基準(答申)
利用開始に伴う基準	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることがある。 事前説明を要する事項としては、 ・運営規程の概要 ・苦情処理体制 ・事故発生時の対応 といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。 事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。
		利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 「正当な理由」については、 ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申し込みがあった場合(選考が必要) ③その他特別な事情がある場合 などを基本とする。
	応諾義務	「③その他特別な事情がある場合」については、 ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係 ・利用者による利用者負担の滞納との関係 ・設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係 ・保護者とのトラブルの関係 などについて、慎重に整理した上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。
		「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならないこととする。
		市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。
	定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考	教育標準時間認定を受けた子どもの場合 ①抽選 ②先着順 ③建学の精神等設置者の理念に基づく選考 などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、行うこととする。 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。
		保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。
		支給認定証の確認、支給認定申請の援助 受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、介護保険制度などを踏まえ、申し込みの意思も踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないこととする。 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないこととする。
		現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。 ①利用児童の平等取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ②虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③懲戒に係る権限の濫用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。
	子どもの適切な待遇	地域型保育事業を行う事業者に対し、 ①保育内容に関する支援 ②卒園後の受け皿 の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることとする。
		連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合 ②卒園後の受け皿として、連携施設に地域型保育からの優先的な利用枠を設ける場合 は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。(それ以外の項目であっても、明示することは可能)
	上乗せ徴収等の取扱い	教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。
		施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。

	<p>特別利用保育・特別利用教育の提供 (定員外利用の取扱い)</p> <p>教育・保育の提供に関するその他の事項</p>	<p>当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p> <p>給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることがある。</p>
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定	<p>運営規程において求めるべき事項として、以下のような事項について定めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設・事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する教育・保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む。</li> <li>※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む。</li> <li>⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)</li> <li>⑥利用定員(確認制度上の定員区分と同じ区分で定める)</li> <li>⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他施設・事業の運営に関する重要な事項</li> </ul>
	個人情報管理(秘密保持)	<p>施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。その際、支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要。</p> <p>現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。</p>
	非常災害対策、衛生管理等	<p>施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることがある。</p> <p>施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることとする。</p>
	事故発生の防止、発生時の対応	<p>施設・事業者に対して、以下の措置を講じることを求めることが基本とする。なお、これらの措置を講じている旨について、情報公表の対象とする。</p> <p>『事故の発生(再発)防止』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること</li> <li>②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</li> <li>③事故発生防止のための委員会及び従業員による研修を定期的に行うこと</li> </ul> <p>『事故発生時の対応』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を行うこと</li> <li>②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること</li> <li>③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと</li> </ul>
	評価	<p>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。</p> <p>施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとする。</p>
	苦情処理	<p>入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとする。</p> <p>苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う旨を求めることがある。</p>
	会計の区分	<p>公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。</p> <p>財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。</p>
	管理・運営等に関するその他の事項	<p>『勤務体制の確保等』</p> <p>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることがある。</p> <p>『誇大広告の禁止』</p> <p>施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。</p>
撤退時のルール	撤退時のルール	<p>施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。</p> <p>上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>

## 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準 市基準(答申)の骨子

### 1. 「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市長が認める場合

### 2. 保育標準時間認定、保育短時間認定にかかる就労時間の下限

就労時間の下限	
保育標準時間	1週当たり30時間程度
保育短時間	1ヶ月64時間

※就労以外の事由についても2区分を設けることを基本とするが、「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とする。

### 3. 優先利用

現行の市川市保育の実施に関する条例施行規則に定める事項に以下の場合を追加し、優先的に保育を利用できるようにする。

- ①虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ②子どもが障害を有する場合
- ③小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入園を希望する場合
- ④認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭が育児休業から復職する場合

### 4. 同居の親族その他の者が保育することができる場合の取扱いについて

○保育の必要性の認定は、保護者本人の事由により判断する。

○現状においては、同居親族等の支援を受けられない保護者が優先的に保育を利用できるよう配慮するため、同居の親族その他の者が保育することができる場合には調整指數により減点する。

○調整指數による減点の改廃については、今後の状況をふまえた見直しが必要であり、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しの際に再度検討する。

### 5. 認定方法、その他

#### 【認定方法】

○法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、教育標準時間認定のみを希望する場合には、保護者が入園予定の施設(幼稚園・認定こども園)を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする。

○上記の手続を行うのは、入園内定がとれた時点。

#### 【認定期間】

		有効期間	終了時期
1号	教育標準時間認定	3年間を基本	小学校就学前まで
2号	満3歳以上・保育認定		小学校就学前まで(保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点まで)
3号	満3歳未満・保育認定		満3歳の誕生日まで(保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点まで)

※現況届は、1年に1回を基本に求める。

#### 【その他】

○支給認定証には毎年変わり得るものである利用者負担額は記載しない。

○支給認定に当たって、保育の必要性の認定事由に該当しないと判断する場合、理由を明示することとする。

# 市川市子ども・子育て会議委員

選出区分		会長・副会長	氏名(性別)	所属・役職
第1号委員	学識経験のある者	会長	たかお きみや 高尾 公矢	聖徳大学 教授・社会福祉学科長
			にし ともこ 西 智子	聖徳大学 教授
			まえだ やすひろ 前田 泰弘	和洋女子大学 准教授
第2号委員	関係団体の推薦を受けた者		こやす まさお 小安 政夫	市川商工会議所 専務理事
			はしもと まさこ 橋本 雅子	市川市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員
第3号委員	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者		あべ としあつ 阿部 利勝	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 保育クラブ担当室長
			こうぜん ふみこ 幸前 文子	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク 代表理事
		副会長	かわぞえ たかお 川副 孝夫	市川市民間児童 福祉施設協議会 副会長
			よしほら まさみ 吉原 正実	市川市私立幼稚園協会 理事
第4号委員	子どもの保護者		おぎの ちな 荻野 千奈	公立保育園 保護者代表
			むらかみ まこと 村上 誠	私立保育園 保護者代表
			みどりかわ ともえ 緑川 友絵	市川市公立幼稚園 PTA連絡協議会
			さとう ゆきよ 佐藤 幸代	市川市私立幼稚園 PTA連絡協議会 理事
第5号委員	市民		とくやす しょうこ 徳安 祥子	
			やました くみこ 山下 久美子	